

# 総務文教常任委員会 資料

平成 30 年 8 月 7 日  
教育振興部 生涯学習課

# 目 次

- ・ 東条文化会館の運営方針に関する判断基準について

## 東条文化会館の運営方針に関する判断基準について

東条文化会館は、株式会社 五洋産業、特定非営利活動法人 新しい風かとう（連合体）と、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間の協定を結んでいます。

公共施設等総合管理計画において、東条文化会館の方向性については、「3年間はNPOによる新たな運営により、施設の特性を活かした事業展開を目指す。」としており、また、「一定期間後に評価・検証を行い、その後の運営方針を決定する。」としています。

平成30年度で、NPOによる指定管理期間（3年）が満了することから、東条文化会館の運営方針を決定するため、判断基準を設定します。

### 記

指定管理による運営状況に関する判断基準について、次の①から⑤の評価項目を設定し、各々の判断基準に基づいて評価を行い、総合評価により今後の運営について方向性を決定します。

	評価項目	判断基準		評価		
				H28	H29	H30
①	ホール稼働率	稼働率の高さ				
②	自主事業	仕様書に基づいた運営 ・設置目的との整合性	・事業内容及びアンケート結果による確認			—
③	運営業務及び維持管理業務		・市民必要性 ・市民公共性	・現状確認 ・モニタリング結果		
④	収支状況	・収支状況の健全性				—
⑤	市民の利用率	利用者数の現状及び市民の利用者数の比率		—		—
<b>総合評価</b>				点/100点		

※平成30年度のホール稼働率は4月、5月、6月の3か月分

※平成28年度の市民の利用率は資料なし

## 1. 運営状況に関する判断基準

### ●東条文化会館の管理運営状況について、評価基準に基づき評価する。

#### 【評価項目】

- ① ホール稼働率
- ② 自主事業
- ③ 運営業務及び維持管理業務
- ④ 収支状況
- ⑤ 市民の利用率

- ・①について、ホール稼働率の高さを判断基準とし、評価ABCに「○」を記入する。
- ・②～③について、仕様書に基づいた運営がなされたかを判断基準とし、項目ごとに「○できている」または「×できていない」を記入し、評価ABCに「○」を記入する。
- ・④について、収支決算状況が健全であるかを判断基準とし、評価ABCに「○」を記入する。
- ・⑤について、市民の利用者数の比率を判断基準とし、評価ABCに「○」を記入する。

### ● 総合評価

- ・上記①～⑤の結果から次のとおり評価する。  
A : 10点、B : 5点、C : 1点とする。

判断基準	評価
75点以上	継続して民間に指定管理を委託する。
50点以上～75点未満	継続して民間に指定管理を委託するが、モニタリングを強化し、改善を図る。
50点未満	民間に指定管理は委託しない。また、市においても運営を行わない。

※全項目：10項目×10点＝100点満点

## ①ホール稼働率

加東市の芸術文化の振興・育成のため、施設の特性を活かした事業など、目的に応じた自主事業の実施や貸館事業を含め、ホールが有効かつ効率的に活用されたかを判断基準とする。

評価	判断基準	H28	H29	H30
A	40%以上			
B	20%以上～40%未満			
C	20%未満			

## ②自主事業

「加東市文化会館「東条文化会館」指定管理者業務仕様書」に基づいた運営ができたかを判断基準とする。「評価」欄には、「○できている」または「×できていない」で記入する。

自主事業の内容	評価		
	H28	H29	H30
ア. 市民・利用者の要望を反映した事業を実施したか。			
イ. 多くの市民が参加できる事業を企画し、実施したか。			
ウ. 一定の分野に偏ることなく、広い分野での事業を実施したか。			
エ. 多様な文化的要求と幅広い文化活動に応え、著名なアーティストによるイベント事業が実施されたか。			
オ. 各年齢層に対し、幅広く芸術文化を普及するための事業を実施したか。			
カ. 自主事業は、他の市内文化会館と競合しないよう調整できたか。			
キ. 施設の特性を活かし、多彩な舞台芸術の公演を企画し、市民に良質な芸術の鑑賞機会を提供する事業は実施されたか。			
ク. 市民の文化活動を交流・発表する事業は実施されたか。			
ケ. 芸術文化への関心を高める事業は実施されたか。			
コ. 生涯学習等の機会を提供する事業は実施されたか。			
サ. 地域産業を紹介し、関心を高める事業は実施されたか。			
シ. 利用者からイベントの内容、料金設定等への満足度は高いか。			

### 自主事業の評価

※「○」の数で評価する。

評価	判断基準	H28	H29
A	○の数が、10個以上		
B	○の数が、5個以上～10個未満		
C	○の数が、5個未満		

※全項目12項目

### ③運營業務及び維持管理業務

指定管理に関する評価は、「加東市文化会館「東条文化会館」指定管理者業務仕様書」に基づき実施し、「評価」欄には、「○できている」、「△一部できている」、「×できていない」で記入することとし、該当しない場合は「―」で記入する。

#### 1 施設の利用に関すること

項 目	H28	H29	H30
ア 使用の許可、使用の制限その他利用許可に関する業務を行うこと。			
イ ホール、会議室等、附属施設、駐車場について、文化会館の設置目的を踏まえ統一的な基準により貸館業務を行うとともに利用率の向上に努めること。			
ウ 施設予約については、施設予約システム、電話及び来館による受付を行うこと。			
エ 予約は受付順とし、重複しないようにすること。			
オ 条例・規則で定める施設使用料を利用者から徴収し、指定管理者の収入として収受すること。			
カ 加東市文化施設使用料に係る減免基準を定める要綱に基づき、施設使用料について適切に減免を行うこと。			

#### 2 施設及び設備等の維持管理の実施

項 目	H28	H29	H30
ア 舞台管理(舞台・音響・照明・映像関係等の維持管理)			
イ 保安警備業務(施設全体の防犯、火災監視)			
ウ 電気保安管理(自家用電気工作物の保安管理)			
エ 設備運転保守管理(電気、水道等の保守、操作及び清掃)			
オ 清掃業務(日常清掃、大規模清掃)			
カ 自動ドア保守点検			
キ 防虫及び病害虫等駆除			
ク 建築物設備定期点検(建築基準法に基づく法定点検年1回)			
ケ 特殊建築物定期点検報告(建築基準法に基づく報告 3年に1回)			
コ 受水槽清掃点検(建築基準法に基づく法定点検)			
サ 構築物衛生環境管理業務			
シ 舞台吊物設備保守点検(年4回以上)			
ス 地下タンク及び埋設配管漏洩点検業務(消防法に基づく法定点検)			
セ 庭園管理			
ソ 駐車場、倉庫、駐輪場、テニスコート2面の管理			
タ 空調設備保守点検			
チ 消防設備点検			
ツ 防火対象物報告(消防法に基づく報告 年1回)			
テ その他総合的管理			
ト 備品・物品の保守管理 ホールなど施設の備品管理及び物品管理を行うこと。			
ナ 保安警備業務 施設全体の警備(常駐、夜間警備、巡回警備など)及び駐車場管理を行うこと。			
二 事務所運営 施設を維持管理するための事務所について、所要の事務機器を設置し事務所を運営すること。			

### 3 自主事業の実施

項 目	H28	H29	H30
加東市の芸術文化の振興・育成のため、次の事業を実施すること。また、自主事業は、市民、利用者の要望をできる限り反映させて、多くの市民が参加できる事業を企画し、事業が一定分野に偏ることなく、バランスに配慮すること。			
多様な文化的欲求と幅広い文化活動に応え、著名なアーティストによるイベント等の事業や各年齢層に対し幅広く芸術文化を普及するための事業を実施すること。 なお、事業実施により得た収益(チケット代等)は事業実施のための事業費に充てられるが、単価設定については市教育委員会と協議が必要。			
自主事業については、他の市内文化会館と競合しないよう十分に調整すること。			

項 目	H28	H29	H30
ア 日本木管コンクールの開催 日本木管コンクールについては、フルート部門とクラリネット部門を隔年で開催すること。(市主催事業のため、市教育委員会と協議、調整すること。)			
イ 広報活動・情報提供文化情報誌の発行やホームページなどを作成し、芸術文化に関する情報を市民に随時提供すること。これらの費用については、指定管理者の負担とする。			

### 4 利用者の安全確保に関すること

項 目	H28	H29	H30
ア 利用者の安全対策、監視体制、緊急時対策、防犯・防災対策等について十分留意するとともに、マニュアルを作成し職員を教育するなど、万一に備えた対策を講じること。			
イ 万一事故等が発生した場合、市教育委員会と協力して速やかに必要な措置を講じるとともに、事故の原因調査を行うこと。			

### 5 事業報告書に関すること

項 目	H28	H29	H30
ア 年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出すること。			
イ その他、市教育委員会が必要とする報告書を提出すること。			

### 6 その他管理運営に必要な業務

項 目	H28	H29	H30
許認可等の取得、監督官庁への届出業務を必要に応じて行うこと。			

### 7 組織体制及び人員配置等

項 目	H28	H29	H30
ア 施設管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。			
イ 専任の総括責任者を 1 名配置すること。			
ウ 会館の管理運営に必要な知識及び技能を有する者を配置すること。			
エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望にこたえられるものにする。			
オ 職員の資質向上を図るため、必要な知識と技能の習得に努めること。			

## 8 管理運営に対する取り組み

### (1) 関係法令の遵守

施設の管理運営に当たっては次に掲げる法令等を遵守するとともに、協定書、仕様書等を守り利用者の安全性・快適性・平等性を配慮して施設の効果的・効率的な管理運営を行うこと。

項 目	H28	H29	H30
ア 地方自治法			
イ 労働基準法他労働関係法令			
ウ 加東市東条文化会館条例及び同規則			
エ 加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同規則			
オ 加東市個人情報保護条例			
カ 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例及び同規則			
キ その他関係法令			

### (2) 施設の開館時間等

項 目	H28	H29	H30				
<p>現行の開館休館は、次のとおり。ただし、市教育委員会との協議により特に必要と認められるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開 館 時 間</th> <th>休 館 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月28日から1月3日まで。</td> </tr> </tbody> </table>	開 館 時 間	休 館 日	午前9時から午後10時まで	水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月28日から1月3日まで。			
開 館 時 間	休 館 日						
午前9時から午後10時まで	水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月28日から1月3日まで。						

### (3) 利用時間及び休館日の変更

項 目	H28	H29	H30
指定管理者は、特に必要があり利用時間及び休館日を臨時に変更する場合は、あらかじめ市教育委員会の承認を得なければならない。			

## 9 業務の委託

項 目	H28	H29	H30
指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し請け負わせることはできない。			

## 10 立ち入り検査に対する受け入れ態勢について

項 目	H28	H29	H30
市教育委員会が実施する、施設、物品、各種帳簿及び管理運営の検査において、速やかに受け入れ態勢がとれたか。			

## 11 駐車場について

項 目	H28	H29	H30
<p>来客車両の誘導</p> <p>東条文化会館の駐車場は市施設である東条図書館との共同利用となっているため、東条文化会館利用者の駐車にあたっては市との調整および適切な誘導を行うこと。</p>			

## 12 環境への配慮

項 目	H28	H29	H30
利用者の利便性に配慮しつつ、冷暖房機器、電灯電力の使用等においても効率的な利用に心掛け、地球温暖化防止をはじめ環境対策に十分な配慮をすること。			

### 1.3 喫煙対策

項 目	H28	H29	H30
健康増進意識の高まりにより、非喫煙者に十分な配慮をすること。また屋外での喫煙コーナー等の設置場所については、公共施設であることを意識し、特段の配慮をすること。(兵庫県条例第18号「受動喫煙の防止等に関する条例」を遵守すること。)			

### 1.4 事故発生時の対応

項 目	H28	H29	H30
施設内において事故が発生した場合、速やかに消防署、警察に連絡し適切に対応すること。また市教育委員会への報告も行うこと。 なお、事故について指定管理者や施設が原因とされた場合は、再度同様の事故が起らないよう改善を行うこと。			

### 1.5 災害発生時における対応

項 目	H28	H29	H30
東条文化会館は、指定避難所に指定されているため、当該施設が防災施設として機能することになった時は、指定管理者は市防災担当課と調整し、適切な対応をとらなければならない。			

### 1.6 モニタリング

項 目	H28	H29	H30
サービス向上策の実施状況や管理運営状況を把握・確認し、より効果的・効率的な管理運営及び利用者へのサービス向上のため、また、仕様書、協定書で定められた要求水準が満たされているか等の確認のため、随時自己モニタリングを行うこと。			

※「〇」の数で評価する。

評価	判断基準	H28	H29
A	〇の数が、50 個以上		
B	〇の数が、30 個以上～50 個未満		
C	〇の数が、30 個未満		

※全項目 60 項目

#### ④収支状況

収支状況について、健全であるかを判断基準とする。

評価	判断基準	H28	H29
A	収支決算額 - 寄付金 = 黒字		
B	収支決算額 = 黒字		
C	収支決算額 = 赤字		

※収支決算額は、寄付金を含む

#### ⑤市民の利用率

仕様書で定めている「多くの市民が参加できる事業を企画」するなかで、その事業における市民が利用する割合を判断基準とする。

評価	判断基準	H29
A	利用者のうち市民の比率が高い傾向にある。 (市内利用者75%以上)	
B	利用者数のうち市民の比率が半数以上である。 (市民利用者50%以上)	
C	利用者のうち市民の比率が半数未満である。 (市内利用者 50%未満)	

## 【参考】

### 平成 28 年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書 (公社) 公立文化施設協会の調査 (平成 27 年度実績)

#### 平均稼働率

全国	53.3%
10 万人未満の市	45.6%
5 万人未満の市	41.8%
町村等	40.6%

#### 平均年間入場者数

全国	61,195 人
10 万人未満の市	34,345 人
5 万人未満の市	24,510 人
町村等	20,197 人

### 近隣の文化ホールの状況

施設名		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
加西市市民会館 (798 席)	稼働率	耐震工事のため一時閉館			32.7%
	入場者数				34,712 人
小野市うるおい交流館エク ラホール (502 席)	稼働率		26.8%	38.7%	43.8%
	入場者数		集計なし		
多可町ベルディホール (616 席)	稼働率				公開なし
	入場者数				
三木市文化 会館	大ホール (1,288 席)	稼働率	33.9%	29.8%	29.0%
		入場者数	39,270 人	39,045 人	42,800 人
	小ホール (537 席)	稼働率	45.6%	51.8%	47.2%
		入場者数	32,870 人	32,951 人	28,300 人

### 加東市 3 館文化ホール

施設名		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
東条文化会館 (574 席)	稼働率		23.7%	28.0%	40.3%
	入場者数		15,729 人	11,604 人	14,449 人
やしろ国際学習塾 (700 席)	稼働率		40.6%	62.7%	59.1%
	入場者数		22,096 人	20,025 人	16,806 人
滝野文化会館 (404 席)	稼働率		26.8%	38.7%	38.5%
	入場者数		19,114 人	21,035 人	23,085 人